

② 「個人情報」とは

個人情報の保護に関する法律にいう「**個人情報**」とは、**生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの**（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます（法2条）。

したがって、死者に関する情報や、法人に関する情報（例えば、企業名や企業の資本金といった情報）は、基本的に個人情報には該当しません。

また、映像や音声は、特定個人を識別できる限りにおいて個人情報に該当します。

なお、**個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報**を、特に「**個人データ**」といいます（法2条4項）。また、**個人データのうち、開示等の権限を有し、6か月以上にわたって保有する情報**を、特に「**保有個人データ**」といいます（法2条5項）。

個人情報

個人データ

保有個人データ

の関係

個人情報

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの

（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む）
（例）データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

（例）委託を受けて、入力、編集、加工等のみを行っているもの

保有個人データ

個人情報取扱業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

（例）自社の事業活動に用いている顧客情報
（例）事業として第三者に提供している個人情報
（例）従業者等の人事管理情報